

~~~~~ ○ ~~~~~  
午後1時30分 開会

○議長（林 健児君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年9月大治町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番鈴木 満議員、2番鈴木康友議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（下方繁孝君）

議長。

○議長（林 健児君）

議会運営委員長、お願いします。

○議会運営委員長（下方繁孝君）

議会運営委員会は令和4年8月25日に開会し、令和4年9月定例会の日程を本日から9月21日までの21日間と決定しましたので御報告します。以上です。

○議長（林 健児君）

お諮りします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から9月21日までの21日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月21日までの21日間と決定いたしました。

○議長（林 健児君）

日程第3、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

既にお手元に配付のとおり、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会に報告がありました。

日程第4、教育委員会の「点検・評価報告書」について。  
既にお手元に配付のとおり、教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により議会に提出がありました。

日程第5、議案第40号及び日程第6、議案第41号を一括議題とします。  
町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長、お願いします。

○町長（村上昌生君）

議案第40号大治町議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和4年9月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動の公費負担限度額を引き上げるためでございます。

議案第41号大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和4年9月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、国家公務員の育児休業の取得要件の緩和等に関する措置が講じられることに伴い、同様の措置を講ずるほか、所要の規定の整理を行うためでございます。

日程第7、議案第42号令和4年度大治町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

議案第42号令和4年度大治町一般会計補正予算（第5号）。

令和4年度大治町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ189万9000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億1743万円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和4年9月1日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、公民館の空調設備の故障に伴う、冷温水発生機の真空部品取替工事費として189万9000円を計上するものでございます。

これらの財源として、財政調整基金繰入金を充てるものでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。この補正予算でございますが、公民館の空調機の真空部品取りかえということで、調査の結果、壊れているのだけではなくて予防保全の考えで14カ所全て取りかえるということで、今まで大治町は壊れたものを取りかえるということが主流でございましたが、予防保全という考え方、非常にいい考え方だとは思いますが、しかしながら、調査しなくても真空部品が悪いということがわかっていたら当然予算あるものではございますが、調査の時間が非常に惜しい。2号機も壊れていることで早急に直さなければいけないということで、先にもう調査しないで真空部品14カ所全て取りかえるならば、最初に工事にかかるという選択肢もあったのではないのかなと思うんですが、その点どうでしょうか。

○社会教育課長兼公民館長兼西公民館長（加藤裕一君）

議長。

○議長（林 健児君）

社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長兼西公民館長（加藤裕一君）

今先ほど言われました14カ所でございますが、これは全てが14カ所ではございません。真空の漏れやすい箇所を事前に予防保全として交換するものでございまして、今回の調査ではっきりと箇所がわかりましたので、そこを含めてということで予算を計上させていただいております。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

ですから、もう真空部品のところは漏れているとわかっていたわけですね、調査しなく……

[「わかっていない」の声あり]

○9番（吉原経夫君）

わかってなかったの。そこら辺わかっていなければですが、わかっていたらそれを含めて全てかえるということだと思うんですが、調査の結果、真空部品が悪かったと結果が出たんでしょうか。

○教育部長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育部長。

○教育部長（水野泰博君）

最初、真空漏れの箇所は例えばパイプの途中が穴が開いていたりとかそんな可能性もいろいろありましたが、調査の結果、真空部品のパッキン部分から漏れがあったという結果がわかって今回補正を上げさせていただいたものでございます。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。ただいま議題となっております議案第42号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第43号から日程第12、議案第47号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長、お願いします。

○町長（村上昌生君）

議案第43号令和4年度大治町一般会計補正予算（第6号）。

令和4年度大治町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6040万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億7783万円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。令和4年9月1日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、人事異動等に伴う人件費の補正及び国県支出金の返還金を計上し、総務費において、ジブリパーク開園記念あいち市町村フェアの参加等に要する経費として84万6000円、既存の行政手続システムにオンライン決済機能を追加する経費としてオンライン決済環境導入委託料を385万円計上し、防犯対策補助金として、新たに特殊詐欺防止用電話機器等の購入設置費を対象とするため50万円増額し、民生費において、老人福祉センター等改修工事設計委託料として1872万9000円計上し、商工費において、町内事業者を支援する商工祭りを開催するための商工会補助金として66万8000円増額し、土木費において、都市計画道路堀之内砂子線を整備するための物件補償費として160万円、消防費において、被災者支援システム導入業務に要する経費として831万8000円計上するものでございます。

歳入におきましては、普通交付税を1130万8000円減額し、新型コロナウイルス感染症

対応地方創生臨時交付金を2億424万1000円を計上し、財政調整基金繰入金を1億5660万6000円減額するものでございます。

また、債務負担行為及び地方債の補正を行うものでございます。

議案第44号、令和4年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度大治町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ84万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8842万7000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和4年9月1日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、歳出におきまして、傷病手当金として84万円を増額するものでございます。

この財源として、特別調整交付金を充てるものでございます。

議案第45号令和4年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度大治町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2830万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6442万1000円とする。

第1条第2項、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和4年9月1日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、総務費について、処遇改善による介護報酬改定に伴うシステム改修のため、介護保険電算業務委託料として8万8000円を増額し、また、令和3年度の保険給付費実績及び地域支援事業費実績に基づいた返還のため、諸支出金の償還金として2821万3000円を増額するものでございます。

これらの財源として、事業費補助金、繰越金等を充てるものでございます。

議案第46号令和4年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度大治町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ527万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2794万4000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和4年9月1日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金として44万5000円、また、一般会計繰出金として483万円を増額するものでございます。

これらの財源として、繰越金及び過年度療養給付費負担金を充てるものでございます。

議案第47号令和4年度大治町下水道事業会計補正予算（第2号）。

令和4年度大治町の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の予定額の総額から689万円を減額し、収益的収入総額を3億3675万4000円に、収益的支出総額を3億39万5000円とする。

資本的収入及び支出の予定額の総額から128万円を減額し、資本的収入総額を4億1622万6000円に、資本的支出総額を5億2267万3000円とする。令和4年9月1日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、人事異動に伴う職員給与費として817万円を減額するものでございます。

○議長（林 健児君）

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時48分 休憩

午後1時49分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

日程第13、議案第48号から日程第18、議案第53号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

議案第48号令和3年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度大治町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和4年9月1日提出、大治町長。

令和3年度大治町一般会計歳入歳出決算は、歳入総額114億7472万4206円、歳出総額107億6981万3878円、歳入歳出差引額は7億491万328円です。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源1億1163万2729円を差し引いた実質収支額は5億9327万7599円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第49号令和3年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和4年9月1日提出、大治町長。

令和3年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額31億608万834円、歳出総額28億8721万7184円、歳入歳出差引額は2億1886万3650円です。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は2億1886万3650円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第50号令和3年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和4年9月1日提出、大治町長。

令和3年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算は、歳入総額19万9374円、歳出総額19万9374円、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額及び実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は全てございません。

議案第51号令和3年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和4年9月1日提出、大治町長。

令和3年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算は、保険事業勘定におきましては、歳入総額18億4075万4988円、歳出総額17億4793万2468円、歳入歳出差引額は9282万2520円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は9282万2520円でございます。なお、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

また、介護サービス事業勘定におきましては、歳入総額1876万950円、歳出総額1738万7398円、歳入歳出差引額は137万3552円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は137万3552円でございます。

なお、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第52号令和3年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。  
地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和4年9月1日提出、大治町長。

令和3年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額6億5639万5562円、歳出総額6億5594万9412円、歳入歳出差引額は44万6150円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は44万6150円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第53号令和3年度大治町下水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度大治町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和4年9月1日提出、大治町長。

令和3年度大治町下水道事業会計決算の収益的収支として、収益的収入3億4037万2261円、収益的支出2億7079万7716円、収支額は6957万4545円です。

また、資本的収支として、資本的収入6億8720万5180円、資本的支出7億6073万4413円、収支額は7352万9233円の不足です。

なお、資本的支出に対する資本的収入の不足額7352万9233円は、過年度剰余金7352万9233円で補填いたしました。

○議長（林 健児君）

ここで、ただいま議題となっております令和3年度大治町一般会計、各特別会計及び下水道事業会計の歳入歳出決算の認定について、住田昭敏監査委員に御出席いただいておりますので決算審査意見の報告を求めます。

○監査委員（住田昭敏君）

議長。

○議長（林 健児君）

住田監査委員。

○監査委員（住田昭敏君）

令和3年度決算審査の結果を御報告いたします。

令和3年度大治町一般会計、特別会計の歳入歳出決算及びその他政令で定められた書類並びに基金運用状況の審査につきまして、大治町監査基準に準拠し、地方自治法第233条第2項及び地方自治法第241条第5項の規定に基づき、令和4年7月26日から8月17日まで下方繁孝監査委員とともに慎重に審査いたしました。

また、下水道事業会計決算の審査につきましても、大治町監査基準に準拠し、地方公営企業法第30条第2項の規定及び関係法令に基づき令和4年6月28日から8月17日まで慎重に審査いたしました。

審査の方法は、一般会計、特別会計の歳入歳出決算については、決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等、書類は法令に準拠して作成されているか、計数は正確か、予算の執行は適正か、事業執行は効率的・効果的か、財政運営は健全か等に主眼をおいて審査を行いました。

また、下水道事業会計決算については、決算書及び証書類が地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されているか、事業の経営成績及び財政状態も適正に表示されているかに主眼をおいて審査を行いました。

8月1日から4日にかけては、各担当部局から説明を受けて審査の参考にいたしました。

なお、証書類の検証、現金・預貯金の残高及び有価証券の確認等につきましては、地方自治法第235条の2の規定に基づき例月出納検査において実施しましたので、その結果を踏まえて審査を行いました。

審査の結果、令和3年度大治町一般会計、特別会計の歳入歳出決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等はいずれも法令に基づいて作成されており、記載されている決算数値は正確であると認められました。予算の執行状況などについては適正であると認められました。

また、下水道事業会計決算書及び証書類はいずれも地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されており、事業の経営成績及び財政状態も適正に表示されていると認められました。

基金の運用状況につきましても、基金の設置目的に沿って適正に運用し、その収支の計数も正確であると認められました。

令和3年度の一般会計及び特別会計を合わせた決算総額は、前年度に比べ歳入は10.58%、歳出は12.31%、それぞれ減少しました。歳入から歳出を差し引いた形式収支は10億1841万6200円であり、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は9億678万3471円の黒字となりました。

財政指標から見ると、財政基盤の強弱を示す財政力指数は0.83、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は81.7%でありました。

下水道の事業会計決算は、総収益が3億552万2821円、総費用が2億6530万9782円で純

利益は4021万3039円となりました。

下水道事業の経営基盤を示す指標は、流動比率が139.3%、自己資本構成比率が40.1%、固定資産対長期資本比率が97.7%となっています。収益の状況を示す総収支比率が115.2%、経常収支比率が109.0%となっており、いずれも100%を超えていることから収支の健全性は保たれていると判断します。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中止を選択しなければならない事業もありましたが、感染対策を行いながら規模の縮小やオンラインを活用するなど新たな手法で実施した事業もありましたが、昨年度と同様7億円を超える不用額が発生しました。

新型コロナウイルス感染症への対応では、ワクチン接種事業が全庁的な応援体制のもと、保健センターを中心により事業が進められ、令和4年3月末には2万4000人を超える町民が2回のワクチン接種を終えられました。一方、当該事業の推進は職員の時間外勤務の増加にもつながり、一般事務への影響も見受けられたことから職員の健康管理には十分配慮をお願いしたい。

施設管理の面では、補正予算対応で修繕工事が実施されており、公共施設の老朽化対策は喫緊の課題となっています。

また、頻発する集中豪雨などの自然災害への対応、少子化・高齢化のさらなる進行に伴う人口構造の変化、ウィズコロナ・ポストコロナといった新しい社会への対応、さらには令和2年に国において策定された「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」、これによりデジタル化に向けた取り組みを進め、住民の利便性の向上や業務の効率化を図っていくことが求められるなど行政が直面する課題は多様化・複雑化しています。

こうした状況において、依然として収束の気配が見えないコロナ禍の影響や不透明な世界情勢は、財政面に大きな影を落とすことが懸念されており、限られた財源と資産を最大限有効に活用するため、事業の必要性、経済性、効率性及び有効性に配意し、事業の執行に努めていただきたい。

さらには、自主財源はもちろん国や県の補助金等依存財源の積極的な確保に努めるとともに、将来にわたって持続可能な行財政運営を行っていただくことを要望します。

なお、審査の概要についてはお手元の意見書のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、令和3年度一般会計、特別会計、事業会計の決算審査の結果報告とさせていただきます。以上です。

○議長（林 健児君）

ありがとうございました。

日程第19、議案第54号大治町道路線の変更について。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長、お願いします。

○町長（村上昌生君）

議案第54号大治町道路線の変更について。

道路法第10条の規定により大治町道路線を別紙のとおり変更するものとする。令和4年9月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、円楽寺排水機場改修工事に伴い路線を変更するためでございます。

○議長（林 健児君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時11分 散会